

『正曆寺起縁』の基礎的検討

吉原 啓

はじめに

本稿は、まだ斯界に広く認知されていない国立国会図書館蔵『正曆寺起縁』についての基礎的検討を行うものである。本史料は、『平安遺文』や東京大学史料編纂所「平安遺文フルテキストデータベース」^{〔1〕}にも未収録のものである。

『正曆寺起縁』は、その記述の内容を信用すれば、八・九世紀の大和国宇陀郡の売券や一〇世紀の民部省移、一〇世紀の正曆寺の縁起や資財帳を伴う重要な史料ということになる。また、所収売券に記載されている売買対象地には、『万葉集』巻一―四五―四九番歌等に詠まれる宇陀の阿騎野の比定地付近も含まれており、これが真正な古文書であれば、奈良県の古代史だけでなく『万葉集』研究にも資するものとなる。そのため、本史料についての検討を行った。しかし、検討の結果、これら全てに偽文書の可能性があることが判明した。このため、本史料が古代史研究に使用し得る真正な史料であるのか、偽文書としてその製作の背景等が検討されるべき対象

であるのかについて考察を加え、本史料の位置付けを明確にしたい。『正曆寺起縁』とは、国会図書館が所蔵する二巻の卷子に仕立てられた史料である。国会図書館は、それぞれに「1」「2」の番号を付しており、さらに書袋が付属する。それぞれのおおよその書誌情報を記すと、次のとおりである。なお、釈文と写真は本稿末尾に掲載した。

『正曆寺起縁』「1」

外題…正曆寺縁起

宇陀郡収納（後補）

内題…なし

装丁…卷子装（改装）

法量…縦三四・四 cm

『正曆寺起縁』「2」

外題…正曆寺縁起（後補）

内題…正曆寺起縁

装丁…卷子装（改装）

法量…縦三二・七 cm

墨界…界高二七・一 cm、界幅二・三 cm。

蔵書印…巻頭に「帝国／図書／館蔵」、「図／明治四〇・三・二

六、購求」の朱印あり。

書袋

墨書・正曆寺起縁

天平年間宇陀郡収納状四枚添

法量・縦三三・四cm、横一五・三cm

どちらとも題箋には「正曆寺縁起」とあるが、「2」の内題に「正曆寺起縁」とあるため、国会図書館と同様に内題の名称を採用する方が適切であろう。本史料は、二〇一一年三月三十一日に国会図書館によってインターネット公開されている。³⁾

このうち「1」には、八・九世紀の売券、一〇世紀の寄進状及び民部省移が収録されている。「2」には「正曆寺起縁」(縁起及び資財部)が収録されている。

本史料について、筆者が国会図書館に対して事務文書開示請求を行って「和漢書原簿 明治39年度購求 甲」(以下「原簿」と表記)を閲覧したところ、後に国会図書館に統合された帝国図書館が、明治四〇年三月二十六日に本史料を個人から購入していることが分かった。その際、本史料は「写本」と記載されている。ただしこれは、帝国図書館として原本か写本かを判断したのではなく、手書き資料を「写本」と分類しているとのことである。⁴⁾

また、「原簿」の「冊数」の項には「1軸」と記載されていた。

これは、「2」の端にのみ帝国図書館の蔵書印が押されていることも合わせ考えると、購入時には一巻だけの装丁だったものを後に分割した、もしくは、村上紀夫氏のご教示によるが、現在の「2」だけが卷子装で、「1」に収録されている古文書類は装丁されておらず、棒などに巻き付けられていただけの状態だった可能性がある。付属する書袋が二巻の卷子状のものが入りそうな大きさをしていないこと、書袋の墨書「天平年間宇陀郡収納状四枚添」の「添」を、卷子装でない文書をまとめただけの状態と考えるなら、後者の方が妥当であろうか。⁵⁾ 購入後に何らかの理由で改装が施され、現在の形になったものと考えられる。⁶⁾

一、『正曆寺起縁』「1」の検討

本節では、『正曆寺起縁』「1」に収録されている古文書について、個別に検討する。

第一紙(以下、Iと略称。第二紙以下も同じ) 法量 縦約二九・四cm、横約三八・三cm

これは、仁和三年(八八七)の年紀をもつ壘田売券の内容になっている。まず、事書で注意すべきは、「佐山郷」の郷名である。宇陀郡佐山郷は倭名抄に記載のない郷名であり、これまで知られてい

た文書の中では、偽文書の可能性が指摘される仁寿三年（八五三）宇陀郡売券にのみ見えるものである⁷。また、売買対象地が「十二条中田西」とのみ表記されていて、「〇条〇里〇〇坪」という通常の条里表記がとられないことも、本史料の真正性について疑義が持たれるところである。

さらに、買主についての情報が、事実書中の「同郷戸主従八位下広麻呂」のみであることは重大な疑義を生ずる。この表記には氏姓が欠けており、本文書だけでは誰に墾田を売却したのが不明確である。よって、この記載だけでは売券としての要件を満たさない。売券は、いつ、どこ誰が、どの土地を、どこの誰に、いくらで売却したのかが必要不可欠な情報として記載され、それによって売買契約が成立するものである。そのため、Iのように買主の表記が曖昧な売券は異例である。また、墾田主の後に署名する連署人二名に五保や「保証」等の肩書がないことも、やや不審である。

さらにまた、事書・事実書・郡判の表記が、偽文書の指摘がある大同二年（八〇七）宇陀郡売券とほぼ共通することも重要である。同売券は、延暦二年（八〇二）近江国愛智郡売券の引き写しと指摘されているためである⁸。売券の細部の書式は、郡内で共通したものが用いられることが多く、郡を越えると同国内であつても相違する部分が少なくない⁹。近江国愛智郡と大和国宇陀郡とで細部まで共通した書式が用いられることは異例と言うべきであろう。のみなら

ず、郡判まで全く同じになることは、まずないはずである。

最後に、捺印されている郡印について付言する。印面法量は約四・四cm（約一寸五分）四方である。郡印としては一般的な大きさであり、「印」の字形も九世紀以降の特徴を備えているように思われる¹⁰。この印は、Ⅲ（第三紙）まで同一である。この点も、Ⅲの天平宝字二年（七五八）から仁和三年まで同一の印が使用されることに疑問がある。

第二紙（Ⅱ） 法量 縦約三〇・〇cm、横約四〇・一cm

Iと同様、延暦二年に墾田を売買した内容になっている。ただし、本史料にも疑義がある。まず、事書に「佐山郷」とある点はIと同様である。また、事書に売主の氏姓が表記されていない。署名部には「宇田」と記載されているが、事書にないことは不審である。

売買対象地の表記は「十六条九二原田」とあり、通常の条里表記とはやや異なるが、「九」の後に「里」がつけば通常の条里表記となる。なお、一段あたりの価値は五〇束であり、Iの約半額である。

買主の表記は「同郷戸主田彦」のみであり、Iと同様に氏姓表記がなく、売券としての要件を満たさない。連署人二名の肩書がないこともIと同じである。

連署人の郡雑任の職名「徴部」「頭領^領」は、仁寿四年一〇月二五日及び斉衡二年九月二五日の愛智郡売券¹¹に見えるものと同じである。「徴部」「頭領」ともに、八・九世紀の売券としては愛智郡売券に

のみ見られる郡雑任の職名であり、Iと同様に愛智郡売券との共通性がここにも見える。

郡判には、副擬大領の次に異質な郡司職名「轄乱大領」が記される。筆者はこの職名を寡聞にして知らない。しかし、郡判全体として見るならば、この異質な郡司職名は、承和一四年(八四六)愛智郡売券¹²⁾にやや類似しているように思われる。

「承和一四年愛智郡郡売券」(郡判部分)

判之

副擬大領正八位上依知秦「氏吉」擬主張依知秦「億義磨」

転擬大領従八位上依知秦公

擬少領无位依知秦公「内守」

ここには、副擬大領・転擬大領・擬少領・擬主帳の判があり、転擬大領を除けば同様の構成となる。また、転擬については、転の車篇が「轄」と共通し、擬の傍の崩し「八」が「乱」の傍と類似する。このことから、「轄乱大領」は転擬大領の誤写、もしくはそれを参考にして創作された職名の可能性もあろう。

筆跡については、筆者が見る限り、IIとIは同筆と思われる。仁和三年のIと延暦二年のIIで筆跡が共通することは、それぞれが原文書とする限り起り得ないことである。もちろん、原文書の紛失により再発行されたことや写しである可能性も考慮すべきだが、写しとするなら郡印まで押されていることは不審である。また、公式

な再発行の場合は、山城国葛野郡売券¹³⁾のように、Iに付属して再発行に伴う文書が残されているべきであろう。

なお、IIの端裏・奥裏に、宇陀郡印の割印が斜めに二顆ずつ押されている。

第三紙(III) 法量 縦約三二・〇cm、横約四一・〇cm

これが、『正暦寺起縁』所収文書の中で最も古い天平宝字二年(七五八)の年紀を持つものである。

事書に見える「龍門郷」は、倭名抄に記載がないものである。『吾妻鏡』四卷元暦二年(一一八五)五月二四日条には「大和国宇多郡龍門牧」が見えるが、IIIを真正な文書とすれば宇陀郡の郷名としては初出と思われる。龍門地区は、宇陀郡と吉野郡の境にあり、上龍門村が昭和一七年二月一日に宇陀郡松山町・神戸村・政始村と合併し、宇陀郡大宇陀町となっている¹⁴⁾。そのため、八世紀に実在した郷か、実在したとして宇陀郡の郷だったかに疑問がある。また、事書部分で買主に言及した箇所では、「同郷」ではなく「同荘」と表記されていることも不審である。

売買対象地の表記は、「十条二」とあるのみで、通常の条里表記ではない。それだけでなく、事書や事実書では墾田が売買対象とされているが、土地の所在地と面積を記載した箇所では「野」となっている。売買対象地の地種の表記に揺れがあることは、売券としての不備である。

一方、買主として記される葛井根道は、正倉院文書に頻出する人名である。根道は、天平勝宝元年（七四九）に造東大寺司主典、天平宝字五年に造東大寺司判官、同七年に造東大寺司判官・造上山寺菩薩所別当・造瓦所別当・東大寺奉写経所別当、また、飲酒の席で、言語「忌諱」にわたつたとの理由で隠岐に流されるが、宝龜一〇年（七七九）には従五位下伊豆守として見える人物である。天平宝字二年の人物としては矛盾しない。

本文書では、売主の氏姓は表記されているが、連署人二名には肩書がない。また、郡判部分では、副擬大領は「広邦」とあるのみで、氏姓の表記がない。

なお、筆跡はⅠⅡとは別のものと思われる。

第四紙（Ⅳ） 法量 縦約二九・二cm、横約三三・八cm

本文書は、Ⅲと貼り継がれて継ぎ目に押印されているものであり、Ⅲで売買された土地について長徳三年（九九七）に葛井連道連が正曆寺の薬師堂へ寄附したという内容になっている。道連は氏姓や「当家相伝」の文言から考えて、根道の子孫ということになっているのであろう。そして、「件墾田」以下では、道連が件の墾田を正曆寺に寄進したことを郡司が承認した内容になっている。

本文書は、奥に「正曆寺印」が押されている。印面法量は縦七・〇cm、横六・八cm（約二寸三分）である。寺印には法量の規定はない。なお、この寺印は、『正曆寺起縁』「2」に押印されているもの

と同印である。

筆跡は、葛井道連による部分と郡判部分は異筆であり、それぞれⅠⅢとも異なると思われる。

本文書にも信憑性が疑われる部分がある。まず、郡司職名「軋大領」である。これはⅡに見える「胤」と同様、「擬」字の誤写かそれによる創作の可能性もあろう。

次に、郡判部に年紀を欠くことである。道連の寄進文言に年紀があるための省略かと思われるが、正式な文書としては不備があるように見える。

さらには、そもそも郡判に複数の郡領が署名していることも不審である。一〇世紀末から一一世紀にかけては、郡司は一郡に一人となる一員郡司に移行していく時期である¹⁵。寛和三年（九八七）の年紀をもつ「桜嶋卒本家地売券」¹⁶は、宇陀郡の土地が売買されている売券であるが、これには郡司の署名は見られない。ただし、これと同じ土地についての天元五年（九八二）公験焼失状には、「行事」一名のみで郡判を加えている。これらのことから、Ⅳで複数の郡領が署名していることに疑問がある。

なお、ⅢとⅣの印影の色は、継目およびⅣに押されている印影の方が明るい色味をしており、色調が異なっている。

第五紙（Ⅴ） 法量 縦約三三・四cm、横約四三・二cm

本文書は、売券や寄進状ではない。長徳四年（九九八）に民部省

から正暦寺に宛てられた移ということになっている。内容は、長徳四年六月二日から八日にかけて神泉苑で行われた請雨祈禱料として、米五斗を支給するというものである。なお、神泉苑での祈雨はしばしば記録に現れるが、長徳四年六月の祈雨は他の記録にない¹⁷⁾。

官司から寺院に対して牒でなく移が用いられた事例としては、正倉院文書中に官司と東大寺(司)の間で相互に発給された移が複数ある。平安時代以降、官から寺への移は少ないが、平治元年(一一五九)の大隅国留守所移(台明寺充)¹⁸⁾がある。

僧侶への祈禱料の米支給を民部省が行っていたかについては疑問がある。『西宮記』には、「祈雨事」として「大極殿御読経・神泉請雨経法、七大寺僧集東大寺読経。其施供、或和本国」とあり、祈雨に関する施供は本国または本寺の財源から支出されたようである。それがVでは、大和国でなく民部省からの支給となっており、尋常の手続きではないことになる¹⁹⁾。

また、位署にも疑問がある。まず、「従六位下行大允津嶋朝臣行道」について、八省においては「大丞」とあるべきところが「大允」となっている。また、八省大丞の官位相当は正六位下であるため、津嶋行道が従六位下ならば「行」ではなく「守」とすべきである。ただし、これが仮に主税寮の大允ならば、官位相当は正七位下であるので「行」とあることは問題ない。次いで署名する「従七位上行少録韓国連倍麻呂」の場合は、八省少録の官位相当は正八位上である

ため、「行」で問題ない。

一方、ここで署名しているのが二等官・三等官・四等官である点は、やや疑問があるものの前例はある。養老公式令移式条には、移は作成責任者の主典と長官のみが位署するとあるが、本文書では少録だけでなく大允まで署名している。ただし、三等官と四等官が署名する例は正倉院文書中に複数あり、これをもって偽文書とすることはできない²⁰⁾。なお、大輔の署名については、長官が欠けている場合は次官が署名することになっており、正倉院文書中にも事例がある²¹⁾ことから、問題は無い。

筆跡は、これまでのいづれとも異なると思われる。民部省印の印面法量は縦六・五cm、横六・六cm(約二寸一分半)である。養老公式令天子神璽条には、諸司印は方二寸二分と規定されており、これに近い。一方で、印形は現在知られているどの印形とも異なっている。

さらに、本文書に捺印されている「正暦寺印」は『正暦寺起縁』「2」に捺印されているものと同じであり、詳しくは後述するが、「2」も偽文書の可能性があることから、それと同印が押されている本文書の信憑性にも疑義が生じよう。

以上、『正暦寺起縁』「1」所収の古文書について検討してきた。その結果、I～IIIは後世に作成された偽文書であると考えられる。

IVについても、後述するように後世の偽作である蓋然性が高いものと思われる。Vも、ただちに偽文書と断定することがためらわれるものの、偽文書の可能性がある。

I～Ⅲを偽文書とする根拠は、第一に買主表記が曖昧であること（IⅡ）と売買対象地表記が曖昧であること（IⅢ）である。これは売券として致命的な欠陥であり、I～Ⅲが売券として成立したとは考え難い。ただし、条里表記については山間部であるための例外的なものの可能性も考慮すべきであろう。

第二に、IⅡの同筆関係、Ⅲの「同荘」という用字から、それぞれに記載されている作成年を信用できないことである。何らかの理由で原本を紛失、再発行したなら、葛野郡文書のような手続きが必要となるが、それも見られない。

第三に、特にIⅡに愛智郡売券との共通点が見えることである。宇陀郡売券については、先述のように大同二年のものにも愛智郡売券の引き写しとされるものがある²²⁾。次節で述べるように、少なくともIⅡは大同二年宇陀郡売券と共に作成された偽文書と考えられ、愛智郡売券を基にして複数の宇陀郡売券が偽作されたものと思われる。

第四に、八世紀から一〇世紀までの文書I～Ⅳの全てに同じ印が押されていることである。郡印は全く同じものが何世紀にもわたって使用されるわけではない。そのため、I～Ⅲは早くとも一〇世紀

末頃に作成されたものと考えられよう。

以上のことから、I～Ⅲは早くとも一〇世紀末以降の偽文書であることは疑いない。仮にⅣが真正な文書であるとすれば、I～Ⅲが一〇世紀末のⅣの時期に偽造された可能性が浮上する。しかし、筆者はⅣも含めてそれより後の時期の偽造であると考ええる。

Ⅳの真偽についても、「軋大領」の表記や郡領が日下に署名すること、また、一〇世紀末に複数の郡領が連署することが不審である。また、ⅣおよびI～Ⅲの郡印について考慮すべき別の史料がある。先にも述べたⅣと近い時期の寛和三年の年紀をもつ「桜嶋挙本家地売券」である。

『聆涛閣集古帖』所収の「桜嶋挙本家地売券」の宇陀郡印



※国立歴史民俗博物館 総合資料学情報基盤システム EHIH

「聆涛閣集古帖」印章1²³⁾より

ここに押されている郡印は、I～Ⅳの郡印とは全く異なっており、

筆跡も異なる⁽²⁴⁾。一〇世紀末の年紀を持つIVの郡印が他の一〇世紀末の宇陀郡印と異なっていることを考慮すれば、このIVはさらに後世に偽造されたものと考えの方が適切ではないか。このことから、IⅡⅢが一〇世紀末のIVの時期に偽造されたわけではなく、IVも含めてさらに後世に偽造されたものと考えられる。

以上のように、IⅡⅢが一〇世紀末より後の偽文書であることが認められるならば、正倉院文書に見える葛井根道の名がⅢにあることから、IⅡⅢが偽造された年代は、正倉院文書の写本が流布した近世末以降⁽²⁵⁾、帝国図書館が『正暦寺起縁』を買い入れた明治四〇年までの可能性が高い。

Vについては、やや判断が難しい。先述した位署や米の支給元に関しては疑義が持たれる。また、偽文書と思われる「2」(後述)と同じ「正暦寺印」が押されることも信憑性を低くしている。さらに、長徳四年の請雨祈祷と民部省官人たちは、ともに他の史料から存在を確認できない。

ただし、請雨祈祷そのものは、この当時神泉苑でよく行われていた。また、請雨経法は一一―一二世紀初頭にかけて衰退し、一世紀後半から神泉苑では孔雀経御読経が登場する⁽²⁶⁾という。現在の正暦寺には鎌倉時代の孔雀明王像が残されており、一〇世紀末時点でも正暦寺が祈雨に関わりの深い寺院であった可能性はある。

以上のことから、Vについても信憑性に疑問が持たれるが、現時

点では偽文書であるとの断定は避けたい。

二、『正暦寺起縁』所収売券の関連文書の検討

『正暦寺起縁』所収売券には、いくつかの関連文書がある。第一節で言及した大同二年宇陀郡売券(vi)及び養老六年(七二二)宇陀郡売券(vii)である(本稿末尾に掲載)。

viは『平安遺文』に四三二八番として収録されているが、そこに「但筆蹟印形共二疑ハシキモノアリ。」と注記されており、紹介された当初からその真偽が疑われていた。その後、宮本救氏や伊藤寿和氏が検討を加え、延暦二年愛智郡売券の引き写しであることが明らかにされており、その見解は首肯できるものである⁽²⁷⁾。

今回、筆者は奈良県立万葉文化館における奈良県に関わる古代史料の調査の一環で、大東急記念文庫が所蔵する本史料を実見する機会を得た。その結果、viと『正暦寺起縁』「1」所収のIⅡが同筆と思われる、宇陀郡印についてはIⅡⅢⅣとも同印と考えられることを確認した。本史料は、大東急記念文庫において公開準備中とのことであり、史料全体の画像は公開できないもの、ご厚意により郡判部分の公開をご許可いただいた。

画像を見ると、「権」「外」「擬」「領」「字」「公」「等」「平群」など複数の字形がよく似ているように思われる。また、郡印について

は、同印と評価できよう。

「大同二年宇陀郡売券」（郡判部分）

※大東急記念文庫蔵

本文書とⅠ～Ⅳとの同印関係、ⅠⅡとの同筆関係が認められるならば、Ⅰ～ⅣおよびⅥは同じ人物や集団によって後世に偽造された文書ということになる。²⁸⁾

なお、これも伊藤氏によって偽文書の可能性が指摘されている仁寿三年宇陀郡売券²⁹⁾についても付言しておく。筆者がこれを写真により確認したところ、これには『正曆寺起縁』所収文書との同筆・同印関係は認められないと考えている。

次に、『正曆寺一千年の歴史』（一九九二年発行）で紹介されている養老六年宇陀郡売券（Ⅶ）について検討する。本史料は、養老六年の売券に長保三年（一〇〇一）の寄進状が貼り継がれており、『正曆寺起縁』のⅢⅣと同様の構成となっている。Ⅶの養老六年売券の部分を見ると、宇陀郡「山里郷」の津嶋国香が「根屋荘」の奈良岩

上に壘田を「正税稲五拾束」の負債のために売却したと主張している。官稲混合と壘田永年私財法以前の養老年間に正税の負債のために壘田を売買したと書かれていることは、本史料の真正性に重大な疑義をもたらす。

また、津嶋国香が奈良岩上に売却したはずの壘田が、長保三年には津嶋家に相伝されたものとして正曆寺（薬師堂）に寄進されたことになっており、この点が矛盾している。以上のことから、Ⅶも偽文書と考えられる。³⁰⁾

三、『正曆寺起縁』[2]の検討

次に、『正曆寺起縁』[2]を検討する。本史料は、まず正曆寺の縁起を記し、次いで伽藍・寺宝・寺地についての記載があり、長徳二年四月十五日の年紀と「知事位僧定□□」^{丙九}「從儀僧洋恵」「大威儀師和尚位行完」「從儀師和尚位賢延」「僧都伝灯和尚位義秀」らの位署、最後に「龍華樹院宝庫」とあるものである。また、全面に方形朱印の「正曆寺印」が押される。

本史料の構成は、まず縁起本文が記され、次に資財部に移り伽藍や寺宝について記載し、寺地にも言及するものとなっている。これは、『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』や『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』の構成に近い。ただし、法隆寺や大安寺の資財部は仏像・

仏具の記載から始まり、伽藍についてはその後の「寺院地」の項に記されるといふ記載順の違いがある。

本史料も、その記載を信用するなら長徳二年に作成された正暦寺の縁起、当時の伽藍や寺宝、寺地などが分かる貴重な史料となる。しかし、この史料の信憑性にも大きな疑問がある。円通殿に安置される如意輪観音自在の脇侍として記載される執金剛神・多聞天についての記載に「運慶作。元東大寺在。草創時移置。」とある(二五―二七行目)。もとは東大寺にあつた執金剛神であるという主張からすれば、この「運慶」は東大寺南大門の執金剛神像や四天王像の造立を行った運慶を意識しているのであろうか。運慶は、生年は不詳だが貞応二年(一二二三)一月一日に没しており、平安時代末から鎌倉時代初期にかけての仏師である。そのため、本史料が運慶の没よりも二百年以上早い長徳二年に作成されたとは考え難く、後世に創作された可能性³¹⁾がある。

全面に「正暦寺印」が押される体裁は、正暦寺旧蔵の『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』に類似する。この印は、「1」のVに押されたものと同印と思われる。この「正暦寺印」について正暦寺に確認したところ、この印は正暦寺が所蔵する古文書・古記録類には押印されておらず、正暦寺で使用されたものではないとのことである。

また、この「正暦寺印」は、『正暦寺一千年の歴史』で紹介された個人蔵の「正暦寺写経所解」に押印されているものと同印である

ように思われる。

「正暦寺写経所解」³²⁾

正暦寺写経所解 申奉写経事

華嚴経壹卷 黄紙及標無緒軸

大佛頂陀羅尼経壹卷 黄紙及標無緒

灌頂経壹卷 黄紙及標綺緒梨軸

以前去三月一日宣奉³³⁾写経。其件如³⁴⁾前。謹解。

長徳二年三月二十一日 造寺司主典正七位下卜部之足

次官正五位下安部宿祢季成

この写経所解は長徳二年三月二日付のもので、正暦寺写経所が經典の写経を完成したことを報告したものとされている。しかし、『正暦寺起縁』「2」の作成年代に疑問が持たれることから、同印の押される写経所解についても、その真偽を慎重に判断すべきであろう。なお、写経所解の形式は天平宝字二年の年紀をもつ古文書にも見られるものである。東大寺写経所解の一例を挙げると、次のごとくである。

「東寺写経所解」³⁵⁾

東寺写経所解 申奉写経事

合金剛般若経一千二百卷並麻紙

一百卅六卷黄紙及標綺緒裂軸

卅八卷黄紙及標梨軸無緒

一千廿六卷黄紙及標無緒軸

以前、依_二坤宮官少疏從六位上池原君粟守去八月十六日宣_二奉_二写経_一。具_レ件如_レ前。謹解。

天平宝字二年十一月十四日造東大寺司主典正八位上安都宿

祢雄足

次官從五位下高麗朝臣大山

一見して、「正曆寺写経所解」がこれと酷似していることが分かる。そのため、「正曆寺写経所解」もⅠ～Ⅲの売券と同様、正倉院文書等の情報に基づいて作成された可能性を考慮に入れるべきであろう。

このように『正曆寺起縁』「2」も作成年が疑われるものの、記載内容そのものについては別途検討を加えておかねばならない。そこで、正曆寺の縁起や資財に関わる文献を挙げると、次のようなものがある。①「和州南都菩提山寺并舍利伝記」、②「菩提山正曆寺原記」、③「正曆寺略縁起（仮題）」、④「社寺改之帳」、⑤「菩提山正曆寺龍華樹院明細記（仮題）」、⑥「和州菩提山中尾迎接院仏像并法具等記録³⁴」。次に、これらの縁起や資財についての記載と『正曆寺起縁』の記載との関係について略述する。

『正曆寺起縁』が語る正曆寺の縁起は、次のようなものである。

正曆寺は一条天皇の勅願であり、正曆二年正月七日に天皇の夢に薬師仏が出て、薬師仏が王土の十余里南の東の靈山中の巖に長くおり、堂舎を建てれば永く国家を鎮護すると告げた。そこで、天皇の勅命により使者に薬師仏の事跡を探させたところ、三笠山の神という白髪翁が出てきて告げることには、ここから東の十余町に及ぶ山中に巖があり、瑠璃光仏がその内にある。これは希代の靈像であり龍樹菩薩³⁵が造り、善無畏³⁶により将来されたものである。この像を得て、朝早く帰って奏聞せよ。国家のための神となるであろう。という。

これを受けて使者が岩窟に入って仏像を得、帰京して上表した。天皇はたいへん喜んで、賢俊僧都に詔して寺院を営ませ、菩提山正曆寺、また龍華樹院と名付けた。

この縁起は、他の縁起とはどのような関係にあるのだろうか。①「和州南都菩提山寺并舍利伝記」は、斎藤美澄の『大和志料』によれば、永正の焼失（永正四／一五〇七）を受けての伽藍再興の勸進状とされる。ここに記される縁起には、正曆三年八月一二日に一条天皇の枕元に白髪の僧が立ち、帝城の南の菩提山に仏である自身が姿を変えて現れたが、人に知られることなく一字の伽藍もない。この山に精舎を開き、天下を安静にすることを願うと告げた。そこで天皇がこれを探させると、岩窟の中に薬師如来と金の箱に入った三軸の書物があった。書物によると、その薬師如来は龍樹菩薩が造つ

た金銅の如来であり、養老元年に善無畏が将来したものであるという。そして兼俊僧正に詔して開山し、如来を安置させたという。

②「菩提山正暦寺原記」は、『大和志料』に収録されているもので、斎藤が『大和志料』を脱稿した明治二七年頃に正暦寺内で発見されたものという⁽³⁷⁾。ここに記す縁起は次のようなものである。永祚元年三月二三日から一条天皇が春日社に行幸した夜、南東方向に金光明を見たことにより、藤原道長にその所を調査させた。道長がその山に入ると、白鹿に乗った白髪の老人が現れて言う。自身は春日の神であり、神護景雲年間からこの山に常に往来して仏法を護っている。ここに精舎を建てれば玉体安穩にして群臣堅固、藤原氏も繁栄する、と。そう告げて消えた老人を道長が探すうち、池から九頭龍が現れ、それがさらに薬師龍樹菩薩に変わることを体験する。これを復奏すると天皇は喜び、兼俊大僧正に詔して資財を賜わり、正暦元年に伽藍造立に着手、翌年に完成し、正暦寺と名付けた。

③「正暦寺略縁起」は、南都奉行池田播磨守に提出したものの案文で、これにより天保一三年(一八四二)に巡見を受けたとある。本書の縁起は次のようである。正暦三年正月二日、一条天皇が靈夢によって勅使を立てたところ、険しい山道に一人の老人が現れて勅使を岩窟に導き、薬師如来を拜ませた。この老人は春日大明神であり、帝都守護のために勅使をここに導いたと告げて消え去った。その地に構えた社が今の鎮守である。また、薬師如来は龍樹菩薩が

典拠	発願者	発願の発端日	発願の発端	勅使	老人の正体	薬師如来の出現方法	薬師如来の随伴物
正暦寺起縁 [2]	永延帝 (一条天皇)	正暦二年 正月七日	天皇の夢	不明	三笠山の神	山中の巖で 発見	なし
①和州南都菩提山寺 并舍利伝記	一条院 (一条天皇)	正暦三年 八月十二日	天皇の夢	左大弁 藤原顕正	不明	山中の巖で 発見	三軸の書
②菩提山正暦寺 原記	一条院天皇 (一条天皇)	永祚元年 三月二十三日	南都春日社行幸の 夜に金光明を見る	従三位権中納言 右衛門督 藤原道長	春日の神	池中から薬 師龍樹菩薩 が出現	なし
③正暦寺略縁起	一条院 (一条天皇)	正暦三年 正月二日	天皇の夢	不明	春日大明神	不明	不明

表一 各縁起部の比較

造り、善無畏が将来したものである。勅使が復奏すると、天皇は兼俊僧正に詔して開基させ、正曆寺と号した。

以上の諸縁起は、大略共通するものの、それぞれに異なっている部分もある（表一）。開山の発端となつた出来事が夢なのか春日行幸の時に光を見たことなのか、その年月日、白髪の老人が自身の正体を告げるか否か、薬師如来の出現方法や軸が共伴するか否かなど、様々な要素が入り組んでいる。しかし、②は、発願の起点が天皇の夢ではなく行幸時に見た金光明である点、その年が正暦年中でない点、薬師如来の出現方法など細部にわたって他との違いがあり、やや系統が異なる縁起のように思われる。

このことから、『正曆寺起縁』「2」は②よりは①に近い縁起であるといえる。これは、②の発見が明治二七年頃であることと関係するであろうか。いずれにせよ、『正曆寺起縁』「2」は、正曆寺の縁起に詳しい人物によって作成されたものであることが分かる。

次に、伽藍についての主な記録類と『正曆寺起縁』「2」を略述すると次のようになる。

『正曆寺起縁』「2」

金堂・灌頂堂・円通殿・三重塔・地藏堂・鐘楼・湯屋・鎮守（八幡宮・春日宮・八大龍王）・宝庫・僧房・庫裡・薪屋

③ 「正曆寺略縁起」

本堂・鎮守春日大明神（末社）白山社・八幡社・灌頂堂・三重塔・観音堂・地藏堂・如法経堂・鐘楼・宝蔵・浴室

④ 「社寺改之帳」

本堂・灌頂堂・地藏堂・如法経堂・三重塔・鐘楼・施餓鬼堂・宝蔵・神社（春日大明神）・六所明神・弁財天

⑤ 「菩提山正曆寺龍華樹院明細記」

本堂・真言堂（他にいう灌頂堂か）⁽³⁸⁾・叢林塔（他にいう三重塔）⁽³⁹⁾・地藏堂・鐘楼・宝蔵・如法経堂・観音堂・鎮守社（春日大明神）・末社十二社（弁財天、両宮、吉野・熊野両権現、正八幡宮、八大龍王、白山権現、善女龍王、牛頭天皇、閻伽井之明神、土公神）・施餓鬼堂

このうち、④は元禄五年（一六九二）に社寺改によって本寺（興福寺か）に提出した帳面の写しである。⑤は、延宝八年（一六八〇）の年紀をもつものである。これらを比較すると、他にあつて『正曆寺起縁』「2」にない主な伽藍として、如法経堂（③④⑤）、施餓鬼堂（④⑤）などがある。

一方、『正曆寺起縁』「2」にあつて他にない特徴的な伽藍としては、円通殿がある。円通殿は、先に指摘した運慶作とされる執金剛

神や多聞天があるところである。正暦寺住職の大原弘信氏によれば、如意輪観自在を安置することから、これは『大和名所図会』(寛政三年/一七九一)に見える真言堂(下段写真の「しんこん」)を指している可能性があるという。真言堂は、『大和名所図会』では本堂の横に瓦葺きの建物として描かれており、『正暦寺起縁』[2]の「瓦葺」の記述と合致する。なお、真言堂はその後の一九世紀の火災で焼失したと考えられる。『正暦寺起縁』[2]は、『大和名所図会』などの情報に基づいて円通殿を創作したのであろうか。

また、堂宇の規模の表示について、③や⑤は「〇間四面」等と表記するのに対し、『正暦寺起縁』[2]では「檜皮葺板敷」等の建物の構造に加えて「長〇丈〇尺、広〇丈〇尺」と表示される。これは、『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』の表記に類似している。

法具については、『正暦寺起縁』[2]は、③「正暦寺略縁起」、⑤「菩提山正暦寺龍華樹院明細記」、⑥「和州菩提山中尾迎接院仏像并法具等記録」(安井門主道恕の名と花押があるとされる。道恕は、享保一八年(一七三三)没の僧侶)等の他の記録に比べて詳細に記述されているが、③⑤⑥全てに記される四牙仏舍利、⑥にある「木鉦鼓」、共通するか不明な⑥の「七仏薬師経」(聖武天皇宸翰)とある)と『正暦寺起縁』[2]の「薬師経」(「永延帝宸翰」とある)以外は共通項に乏しく、比較が難しい。

以上で、『正暦寺起縁』[2]についての基本的事項の確認を終える。



『大和名所図会』卷二「菩提山」(部分) 奈良県立万葉文化館蔵

本節冒頭で述べたように、運慶の名があることから、本史料は長徳二年のものではなく、早くとも鎌倉時代以降の偽文書であると考えられる。また、「2」と同年の年紀を持ち、同印が押される「正暦寺写経所解」についても、東大寺写経所文書との類似点が多く、近世末以降に作成されたものである可能性を指摘した。

おわりに

本稿で検討したことをまとめる。『正暦寺起縁』は「1」「2」とも、史料に記されている年紀を信用できない偽文書、もしくはその可能性が高い文書である。細かくは各節でまとめたため繰り返さないが、「1」のⅠ～Ⅳは、「桜嶋拳本家地売券」の郡印との相違を考えれば、一〇世紀末より後になって作成されたものと考えられる。また、近江国愛智郡売券と類似する書式、正倉院文書に見える「葛井根道」の名が見えることからすれば、その作成年代は近世末以降明治四〇年までと思われる。

「2」は、「運慶」の記述から、早くとも鎌倉時代以降の偽文書と考えられる。また、東大寺文書と記述が類似する「正暦寺写経所解」に同じ印が押されていることから、その作成年代は近世末以降の可能性がある。また、「1」のⅤにも同じ「正暦寺印」が押されていることからすれば、Ⅴも同時期に作成されたものかもしれない。

本稿ではさらに、これまでも偽文書であると指摘されてきたⅥ「大同二年宇陀郡売券」の筆跡が「1」のⅠⅡと、郡印がⅠ～Ⅳと同じものであることを確認した。

なお、ⅠⅡⅥとⅢⅣとで筆跡が異なることには注意を要する。これは、複数の人物が同一の印を使って古文書を偽造した可能性があるということであり、古代史料の偽造がどのようにしてなされたのかを考える手掛かりになると思われるからである。

以上のことから、『正暦寺起縁』のほとんど、または全てが偽文書であり、その内容を古代史研究や正暦寺史等の研究に直接利用してはならないものと考ええる。

ただし、『正暦寺起縁』が偽文書であっても、それは本史料が全くの無価値なものであることを意味しない。誰が、いつ、なぜ、どのようにして偽文書を作成したのかを検討することは、作成当時の社会状況等を理解する手掛かりになるためである⁴²。また、『正暦寺起縁』の内容は、縁起の内容や真言堂に通じるかと思われる円通殿の記載から、正暦寺に対する相応の知識に基づいて書かれている可能性がある。『正暦寺起縁』の情報から、偽作当時に知られていた正暦寺の情報を推測するための参考にはできるかもしれない。

以上、本稿では『正暦寺起縁』が偽文書であることを指摘してきたが、特に「2」の縁起や資財部については、筆者の力量の問題で既存の縁起類との比較検討が十分に行えていない。また、「1」の

I～IIIが示す条里についても検討が及ばなかった。諸賢の御叱正を乞う次第である。

註

- (1) 東京大学史料編纂所 <https://www.wap.h.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>
(二〇一九年二月三十一日時点)
- (2) 奈良県史編集委員会(木村芳一ほか)編『奈良県史』第四卷(条里制、名著出版、一九八七年)を参考に、『正暦寺起縁』「1」所収売券に書かれている条里を比定したところ、『正暦寺起縁』「1」の第二紙に記載される「十条式野」を一〇条二里とすれば、阿騎野遊獵の舞台の可能性があるとされている宇陀市中庄遺跡が付近に入ることになる。
- (3) 国立国会図書館 <http://id.ndl.go.jp/bib/000007297386>
- (4) 国会図書館から書面で回答を受けた。
- (5) 村上紀夫氏のご教示による。また、「添」字の釈読も、氏のご教示による。
- (6) 改装に関わる記録は、国会図書館は保管していないとのことである。
- (7) 本史料については、以下を参照した。角田文衛「仁寿三年『大和國佐山郷長解』について」(『古代文化』四一四)一九六〇年。米沢康「仁寿三年『大和國佐山郷長解』の原本」(『日本歴史』二二〇)一九六六年。伊藤寿和「大和国の条里関連史料についての基礎的研究」(『日本女子大学紀要 文学部』五八)二〇〇八年。
- (8) 註7伊藤論文。
- (9) 吉原啓「売券の連署人」(『ヒストリア』二三八)二〇一三年。
- (10) 平川南「古代郡印論」(同『律令国郡里制の実像 下』吉川弘文館)

- 二〇一四年(初出、一九九九年)。
- (11) 『平安遺文』第一卷、一一六・一二〇号。
- (12) 『平安遺文』第一卷、八七号。
- (13) 『平安遺文』第一卷、九二・九三号。
- (14) 大宇陀町『大宇陀町史』一九九二年。
- (15) 森公章「雑色人郡司と十世紀以降の郡司制度」(同『古代郡司制度の研究』吉川弘文館)二〇〇〇年(初出一九九八・一九九九年)。
- (16) 『平安遺文』第二卷、三二七号。
- (17) 一〇～一一世紀における祈雨については、トレンソン・ステイブソン(十～十一世紀における請雨経法の展開)(同『祈雨・宝珠・龍——中世真言密教の深層』京都大学学術出版会)二〇一六年)を参照した。
- (18) 『平安遺文』第六卷、三〇〇一号。
- (19) 『西宮記』裏書には、長保四年に室生山龍穴神社で行われた祈雨に際して大和国に下した旨に供養料として「僧綱日白米三斗、凡僧日各一斗」とあり、支給する米の量は合致する。
- (20) 天平一七年一〇月二一日付大藏省移(正倉院文書、正集二/東京大学史料編纂所『大日本古文書』第二卷、東京大学出版会、一九〇三年)。
- (21) 天平一七年二月二一日付治部省移(正倉院文書、続々修第三五帙第六卷/東京大学史料編纂所『大日本古文書』第二卷、東京大学出版会、一九〇三年)。
- (22) 註7伊藤論文。
- (23) 国立歴史民俗博物館総合資料学情報基盤システム <https://www.metaresource.jp/about-shukochov/>「古帖」印章1
- (24) 東京文化財研究所のガラス乾板焼付写真(「11933_聆涛閣帖」寛和記年大和国宇陀郡田券捺郡印)により確認した。
- (25) 皆川完一「正倉院文書の整理とその写本」(同『正倉院文書と古代中

世史料の研究』吉川弘文館）二〇一二年（初出一九七二年）。正倉院文書の写本が流布したのは、穂井田忠友が写本を完成させた天保七年（一八三六）以降のこととされる。

(26) トレンソン・ステイーブン「請雨経法と孔雀経法の研究」『仏教史学研究』四六（二）二〇〇三年。同「神泉苑における真言密教祈雨法の歴史と善如竜王の伝説」『アジア遊学』七九（二）〇〇五年。同「請雨経法の途絶と醍醐寺における祈雨」(註17書)二〇一六年。

(27) 宮本救「平安初期の土地売券について」『日本歴史』一二〇（一九五八年）。註7伊藤論文。

(28) 大東急記念文庫によれば、本文書の伝来過程は未詳とのことである。

(29) 註7伊藤論文。

(30) vii および後掲の「正暦寺写経所解」はともに、『正暦寺一千年の歴史』発行時には同一の所蔵者のものであったが、現在では所蔵者が移転したと考えられ、行方はつかめていない。

(31) この点は、筆者がまだ『正暦寺起縁』「2」について十分に検討を加えていない段階で、伊藤寿和氏から口頭でご教示いただいた。

(32) 正暦寺『正暦寺一千年の歴史』（一九九二年。一八頁）の翻刻より。ただし、返り点、句読点は筆者が付した。

(33) 東京大学史料編纂所『大日本古文書』第四卷（東京大学出版会）一九〇三年。

(34) ①②④は『大和志料』収録。②③⑥は『正暦寺一千年の歴史』収録。(35) 初期大乘仏教を確立した大論師。龍樹菩薩以降の大乘仏教は、全てその影響下にあるという。（中村元・福永光司・田村芳朗・今野達編『岩波仏教辞典』岩波書店、一九八九年より）

(36) 東インドのオリッサ国の王子とも中インドの王子ともいわれる。王位を捨てて仏門に入り、ナーランダール寺で大乘仏教とともに達磨掬多より密教を授かり、師のすすめによって八〇歳で中国の都長安に

入り、朝廷の厚い信頼を得て翻訳と密教の流布につとめたという。（中村元・福永光司・田村芳朗・今野達編『岩波仏教辞典』岩波書店、一九八九年より）

(37) 『大和志料』によれば、③「菩提山正暦寺原記」は、「本稿既二成り、将ニ浄書セントスルニ臨ミ、寺僧大原秀全一卷ノ記録ヲ袖ニシ来リ曰フ、此書ハ近時新ニ発見スル所ノモノナリ、幸ニ取ルヘキアラハ之ヲ収メヨト、受ケテ之ヲ展スルニ応永ノ縁起ト古文書ノ写本ニシテ、共ニ本稿ノ闕ヲ補フニ足ルヘキモノ」とされている。つまり、明治二七年頃になって正暦寺内で新たに発見されたものであるということになる。

(38) 本尊に「大日如来」とある。これは、他史料にみえる灌頂堂が大日如来を本尊としていることと共通する。

(39) 「叢林塔三間四面但三重、本尊多寶如來」とあるため、他史料にみえる三重塔と判断できる。

(40) 如意輪観音は善女龍王（清瀧権現）の本地仏で、真言密教に関する仏とされる。

(41) 正暦寺註32書によれば、天保七年（一八三六）に堂舎の大半が焼亡したとある。現在は、本堂の横に真言堂の礎石とみられる痕跡が残るのみである。

(42) 網野善彦「偽文書をめぐって」『偽文書を読む』（同『日本中世史料学の課題』弘文堂）一九九六年（初出一九七九年・一九八九年）。馬部隆弘「椿井文書の基礎的考察」（同『由緒・偽文書と地域社会』勉誠出版）二〇一九年（初出二〇〇五年）。

〔付記〕

本稿の執筆にあたっては、菩提山龍華樹院正暦寺住職の大原弘信氏に

聞き取り調査や各種史料写真の閲覧など、様々にご協力いただいた。また、本稿は、平成三〇年五月の奈良歴史研究会で報告した成果を含む。同会では、木下光生氏・村上紀夫氏をはじめとする方々に有益なご教示をいただいた。さらに、電話でご意見をうかがった伊藤寿和氏、「原簿」の閲覧をご許可いただいた国立国会図書館、『正暦寺起縁』閲覧でお世話になった同館古典籍資料室、「桜嶋挙本家地売券」のガラス乾板データベースの閲覧でお世話になった橘川英規氏・後藤真氏・藤原重雄氏、本稿では触れられなかったものの、裏宗久氏には宇陀の実地踏査でお世話になった。記して感謝申し上げます。

◆『正曆寺起縁』の翻刻

凡例

- 一、漢字は、原則として常用漢字は常用体を、それ以外は通用の字体を用いた。ただし、「麿」「斛」「嶋」などについては、底本の通りとした。
- 一、判読不能な文字は□で示した。
- 一、本文中に、適宜返り点や句読点を付した。
- 一、本文に置き換えられる文字は亀甲括弧○、それ以外の註は丸括弧○により傍書した。

◇『正曆寺起縁』「1」翻刻

（表紙外題）

「正曆寺縁起

宇陀郡収納」

I【第一紙】

宇陀郡佐山郷戸主從八位下秦広麿解申正税売買墾田立券文事

十二条中田西式段百歩

右件墾田、用正税伍拾束充価直、

切常土売与同郷戸主從八位下広麻呂

己畢。望請、唯^{〔准カ〕}式立券文。仍注事

如件。以解。

仁和三年四月廿二日墾田主宇陀秦公「広万呂」

宇田公「田彦」

宇田公「追人」

郷長宇田秦公「直貞」

僧「道範」

権大領外從八位下宇田公益之

副擬大領正七位上宇田公 擬主帳平群

少領外從八位下十二等

（「宇陀郡印」二三顆あり）

II【第二紙】

宇田郡佐山郷戸主従八位下清曆解申常土売買券文事

十六条九二原田壹段

右件墾田、稻伍拾束〔充^{〔矣カ}〕「価直」、切^{〔以カ}

常土^{〔以カ}沽^{〔以カ}矣同郷戸主田彦^{〔以カ}既畢。竹

立券文如^レ件。以解。

延暦貳年八月十六日売人宇田「清麻呂」

宇田公「益人」

宇田公

保証宇田公「吉直」

郡判 徴部宇田人「貞吉」

副擬大領宇田秦公 頭頂^{〔領カ}宇田公

轉乱大領宇田公「連足」擬主帳秦公

副擬少領宇田公

〔宇陀郡印〕一三顆および端裏・奥裏に二顆ずつあり

III・IV【第三・四紙】

宇陀郡龍門郷戸主秦村行解申墾田売買立券文事

十条式野參段六步

右件墾田、用^{〔以カ}正稅稻五拾六束式把^{〔以カ}「充^{〔以カ}

「価直」、切^{〔以カ}常土^{〔以カ}同莊戸主葛井根道売与

畢。竹立券文。仍注^レ事如^レ件。以解。

天平宝字二年三月廿六日墾田主秦村行

宇田「貞久」

宇田

僧「義法」

擬大領從八位上宇田

擬大領正七位上「広邦」

副擬大領正七位上「広邦」 郷長宇田「吉金」

少領大初位勲

〔繼目に「宇陀郡印」三顆あり〕

〔宇陀郡印〕一九顆あり〔第三紙〕

右田、当家所^{〔以カ}相伝^{〔以カ}也。仍寄^{〔以カ}附薬師堂^{〔以カ}矣。

長徳三年八月十二日正八位上造寺使主典葛井連道連

件墾田、葛井道連所_三寄_三進

正曆寺_二実也。依再判之畢。

八月十五日擬大領從八位下宇田「長一」

軋大領正七位上下部「雄安」

副少領大初位下秦「香村」

〔宇陀郡印〕九顆、奥に「正曆寺印」一顆あり（第四紙）

V【第五紙】

民部省 移正曆寺

合単僧伍人

合米參斛伍斗 人別日壹斗

壹人導師

貳人贊

壹人唄

壹人仏名

右、於_二神泉苑_一從_三六月二日_二至_三八日_一請雨

祈禱料所_レ給如_レ前。故移。

長徳四年七月一日從六位下行大允津嶋朝臣「行道」

從七位上行少録韓國連「倍万呂」

大輔正五位下紀「朝臣」

〔民部省印〕一〇顆あり

◇『正曆寺起縁』〔2〕翻刻

(表紙外題)

〔正曆寺縁起〕

1 大倭国添上郡正曆寺起縁

菩提山正曆寺者永延帝 勅願也。正曆二年

正月七日夜夢、帝業師仏則告曰。予去

王土既及南十余里。東靈山有二巖、内居久。早

5 宇可草創。永可守護国家。覺 勅令探其

事跡、途出一白髮翁、使告曰。我是当国三笠

山之神也。從此去東及十余町山中有一巖、

内瑠璃光仏。是希代靈像而天竺龍樹菩

薩所造。而善無畏將來茲于所収置也。予

10 累年雖附属未出世、時至今。猶至隨予、至彼可

得老像。後皈朝早可奏聞。為国家可成与神。

先使而至窟得老像、皈都爾上表。

勅感不斜。

〔詔カ〕
賢俊僧都營一字。名
(第一紙)

勅、菩提山正曆寺又龍華樹院。永令祈四

15 海安穩法蜜道場也。

伽藍

金堂 椽皮葺板敷。四方板縁。高欄唐戸。板障子。
長伍丈六尺、広四丈八尺伍寸、高五丈。以細殿属。灌頂
堂板縁。

20 金銅薬師仏

龍樹菩薩所造、三藏善無畏將來。

脇侍 日光仏

十二神將 行基菩薩作

灌頂堂 瓦葺板敷板縁。三方板戸。長參丈五尺、広參丈、高式
丈八尺五寸。

大日仏

空海僧都作

脇侍 愛染王
不動王

25 円通殿

瓦葺板敷。四方板縁。高欄前広縁附。
長式丈五尺、広式丈參尺、高式丈伍尺。

如意輪觀自在

鑑真和尚將來

脇侍

執金剛神 運慶作。元東大寺在草創時、
多聞天 移置。

三重塔 檜皮葺。長広各壹丈、高四丈漆尺伍寸。

多宝仏

(第二紙)

30 地藏堂

板葺。四方板縁。板敷土塗唐戸。長二丈伍尺、広式丈、
高式丈式尺。

地藏菩薩

丈參尺伍寸、脇八寸之小尊。伍佰軀置時
之、百官百位家共卷軀。

鐘樓 檜皮葺。長広各壹丈參尺、高參丈八尺。

鑄鐘 徑二尺六寸、長伍尺。

湯屋

瓦葺板壁。長四丈、広式丈五寸。懸浴室牌。

35 鎮守三社

八幡宮

春日宮

八大龍王

40

宝庫一宇 瓦葺泥塗。長広共式丈參尺、高參丈。在金堂□宝藏者也。

各檜皮葺。長參尺八寸、広三尺。朱塗板張壁共。瑞籬内、崇前立花。表卷口。猶龍王社者正暦四年夏四海共大日干、依^レ勅發俊僧都關伽并傍面祈雨于時勸請。後外二社共爰于安樂。

僧房 板葺泥塗。疊間板間交之。長伍丈、広四丈、高參丈式尺。障子唐戸板縁。

庫裡 瓦葺土塗板敷。長四丈六尺伍寸、広參丈八尺、高參丈。

45

薪屋 草葺吹貫。長卷丈八尺、広卷丈。

寺宝

四牙仏舍利

薬師經 永延帝宸翰。

般若心經 菅原道□公書。

50

華嚴經

大日經 空海和尚從惠果阿含梨附屬尚之内卷。

法華經 從「延暦寺」移。

大仏頂陀羅尼經

灌頂經

55

遺教經 □□太子伝來。

唯識論卷部

俱舍論疏卷部

赤銅花瓶伍雙 各大參尺。

白銀柄香炉壹口

60

香木如意壹柄

高座式前

經机參拾前

華蘊式拾口 内八口小。

金押屏風式雙

65

大檀參口 各漆塗。花皿、花瓶、香炉等、悉皆屬。

礼盤式拾口 疊屬。

磬式口 共打木添。

木鉦壹口

朱漆塗盤肆口 布薩調度。

70

紗張障子式口

水精珠数式口

繪本尊

孔雀王壹軸

成道釈迦

75

文殊菩薩壹軀

三国伝灯系譜壹軸

涅槃仏

寺地行程

去^二平城^一漆拾伍町在^レ巽。

80

南北壹拾式町、東西式拾玖□。山林等共

〔第三紙〕

〔第四紙〕

〔第五紙〕

量。去_二金堂_一及_二良捌町_一、置_二鉢伏郷_一、是靈山所
移也。南建_二樓門_一、禁_二非常犯捉輩入_一。朝暮祈
国家_一。

山林壹佰參拾伍步。在_二寺地_一。

85 同郡池田郷墾田貳佰町參段捌歩為_二仏供

料_一、猶_三布_二施寺僧_一。勅、永賜_二賢俊僧都_一。□_{〔亦カ〕}

於_二鉢伏_一賜_二菜園式段陸歩_一。右濫場_{〔觸カ〕}、為

令_レ知_二後代員衆_一合談。一山□_{〔群カ〕}衆謹記。

90 長徳二年四月十五日知事位僧「定□_{〔丙カ〕}」

從儀僧「洋恵」

〔第六紙〕

95 大威儀師和尚位「行完」

從儀師和尚位「賢延」

僧都伝灯和尚位「義秀」

100 龍華樹院宝庫

〔第七紙〕

〔端に「帝国図書館蔵」印一顆、二重丸の内側の丸内に「図」、外側の丸内に「明
治四〇・三・二六・購求」印一顆あり。「正曆寺印」七二顆あり〕

◆関連史料

vii 【大同二年宇陀郡売券】

（『平安遺文』第八卷四三二八号から転載。返り点・句読点は筆者）

宇陀郡戸主三善深主解申正税売買墾田立券文事

十条六里五野中田西式段百歩

右、件墾田用正税六拾束充価直、切常土売与同郷調首

深主已畢。望請、准式欲立券文。仍注事如件。以解。

大同二年正月廿八日 墾田主三善深主

宇田公彦人

宇田公高師

郷長宇田公真永

擬大領外従八位下宇陀公田雄

副擬大領正七位上宇陀公 擬主帳平群

少領従八位下十二等

viii 【養老六年宇陀郡売券】（註32書から転載。返点・句読点は筆者）

宇陀郡山里郷戸主津嶋国春解申売買墾田立券文事

六条三野西壹段

右件墾田、所負正税稻五拾束充矣価

宣。切常土活矣根屋莊奈良岩上既畢。

竹立券文如件。以解。

養老六年三月廿四日墾田主津嶋国香

宇陀紀

宇陀公延吉

判之

郷長宇陀永豊

擬大領従八位上宇陀

副大領従八位下宇陀正人

少領少初位上勲四等

副擬大領少初位下野守種雄

右件墾田当家代々所相伝依正曆寺

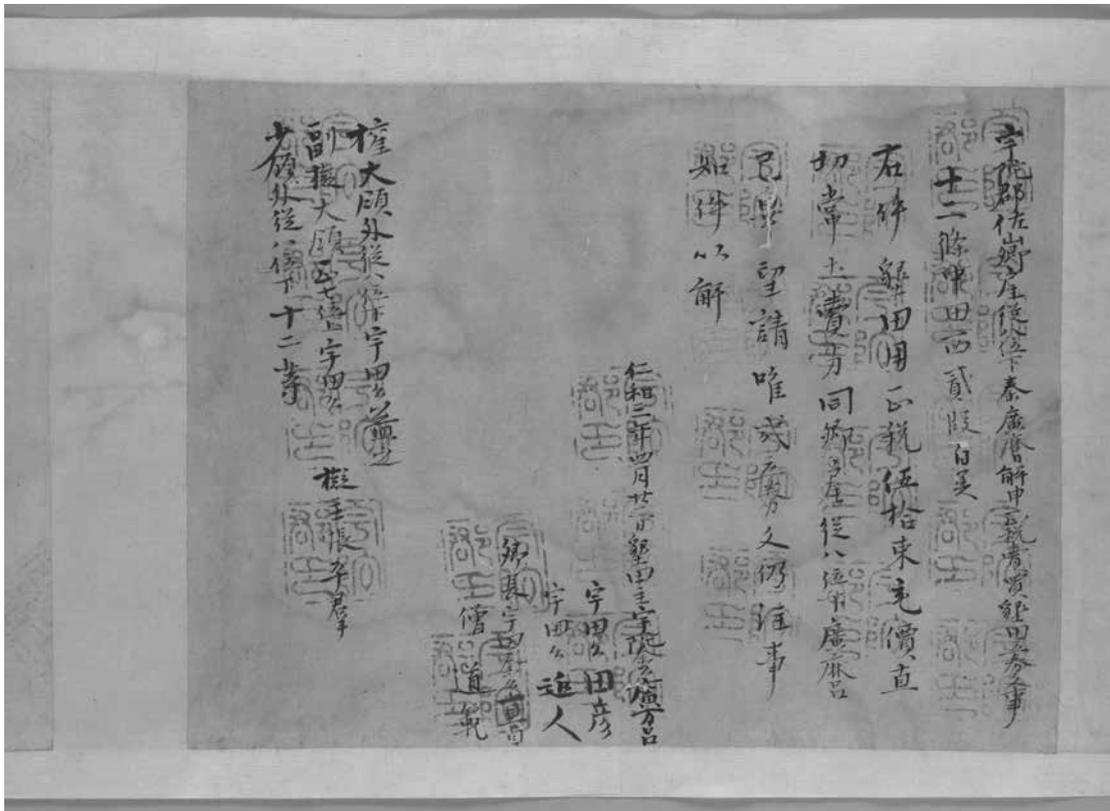
薬師堂奉寄附畢

長保三年二月八日 津嶋信道

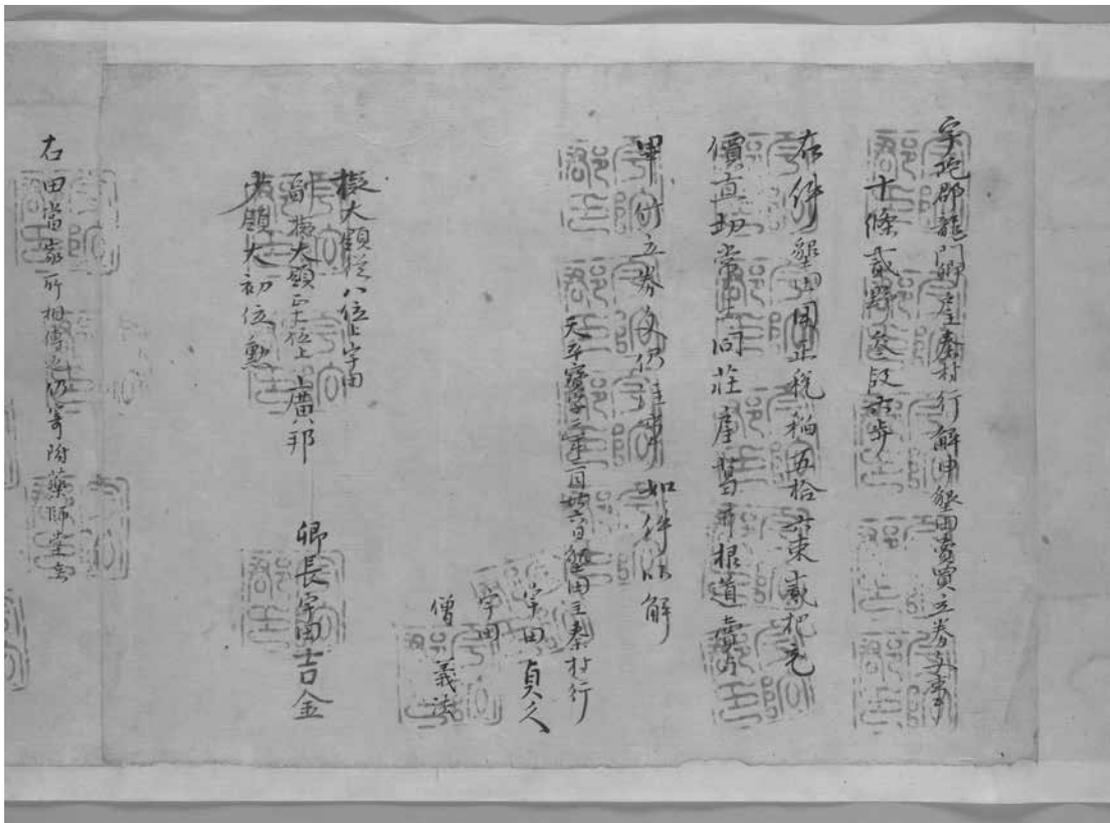
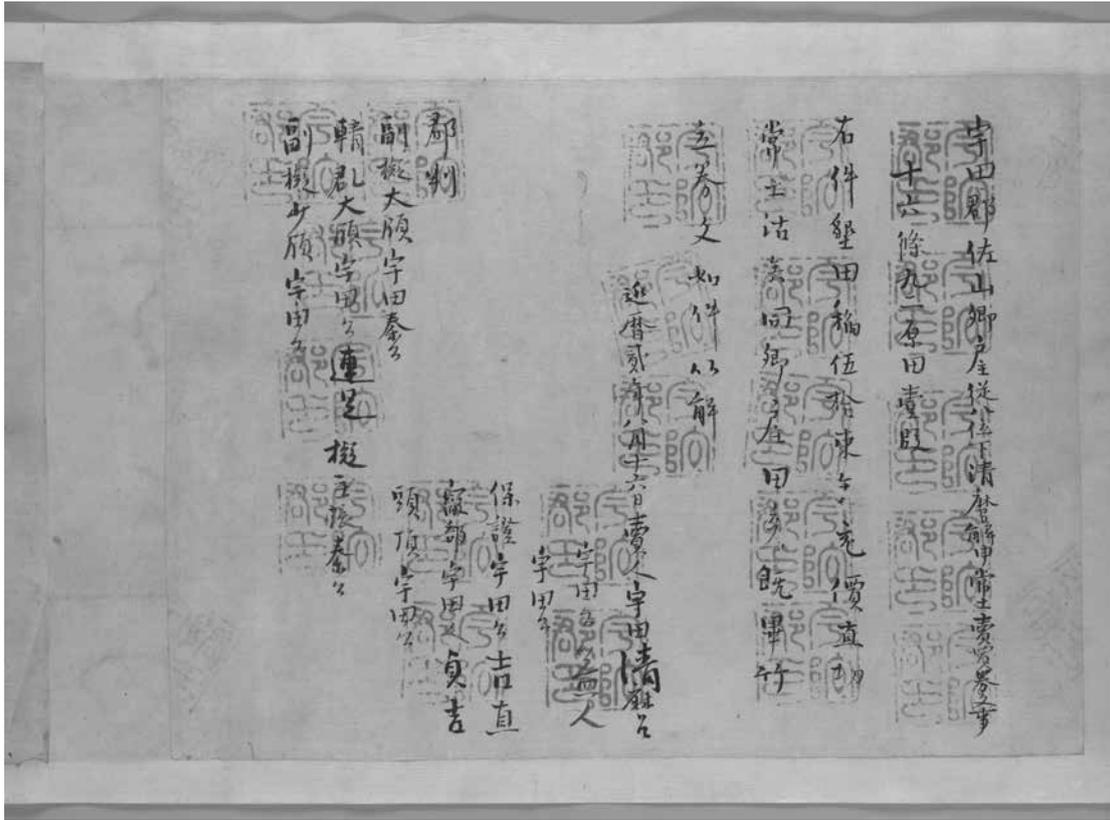
再判之

権大領正八位下宇田公民定

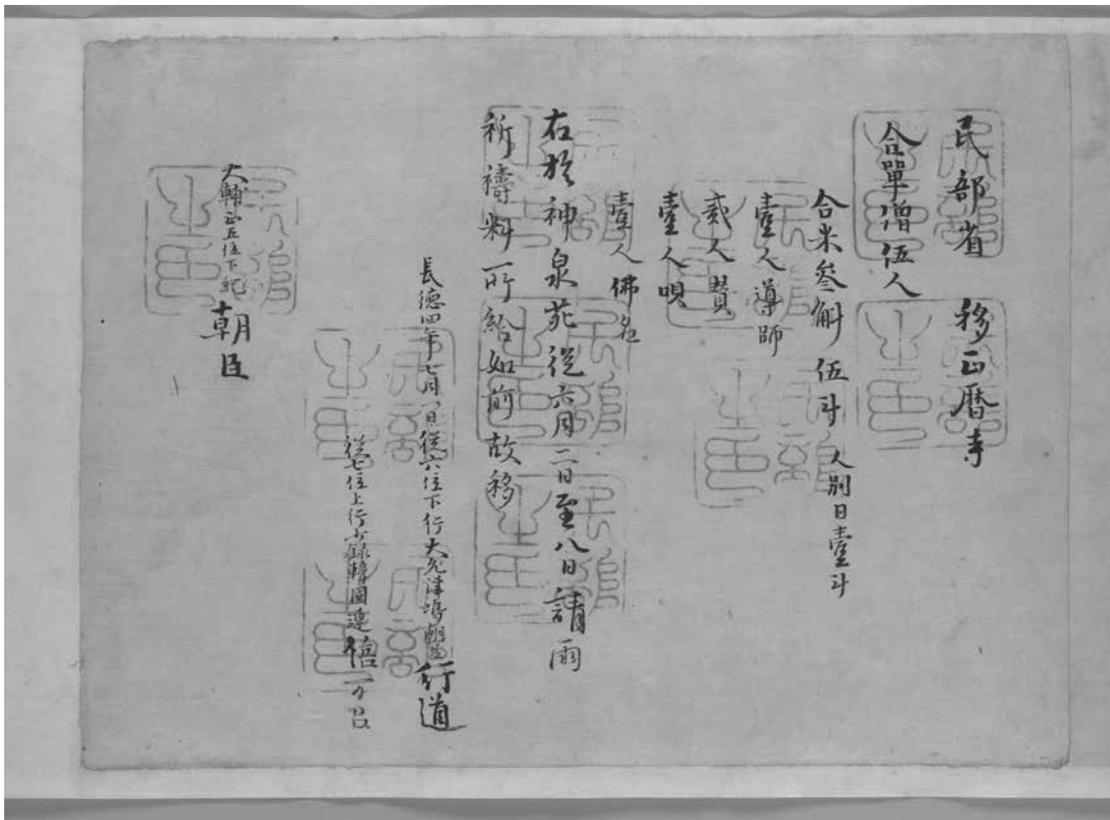
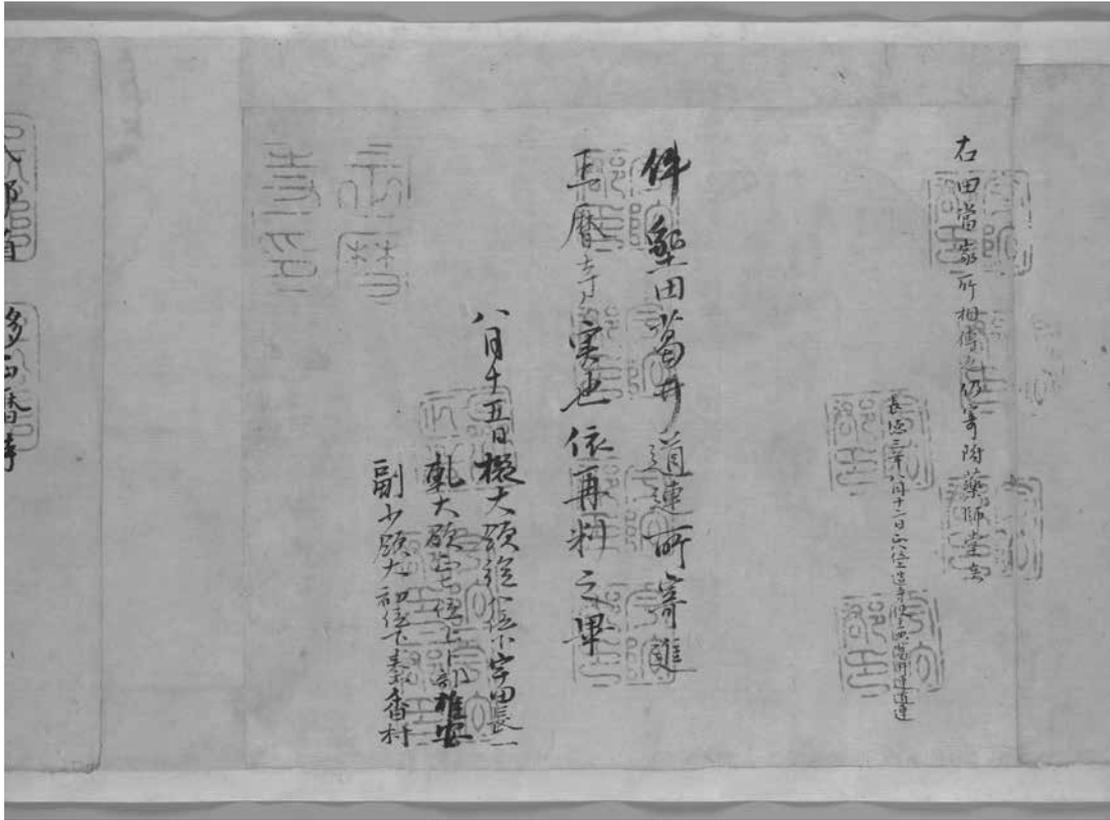
副擬少領従八位下宇田久長



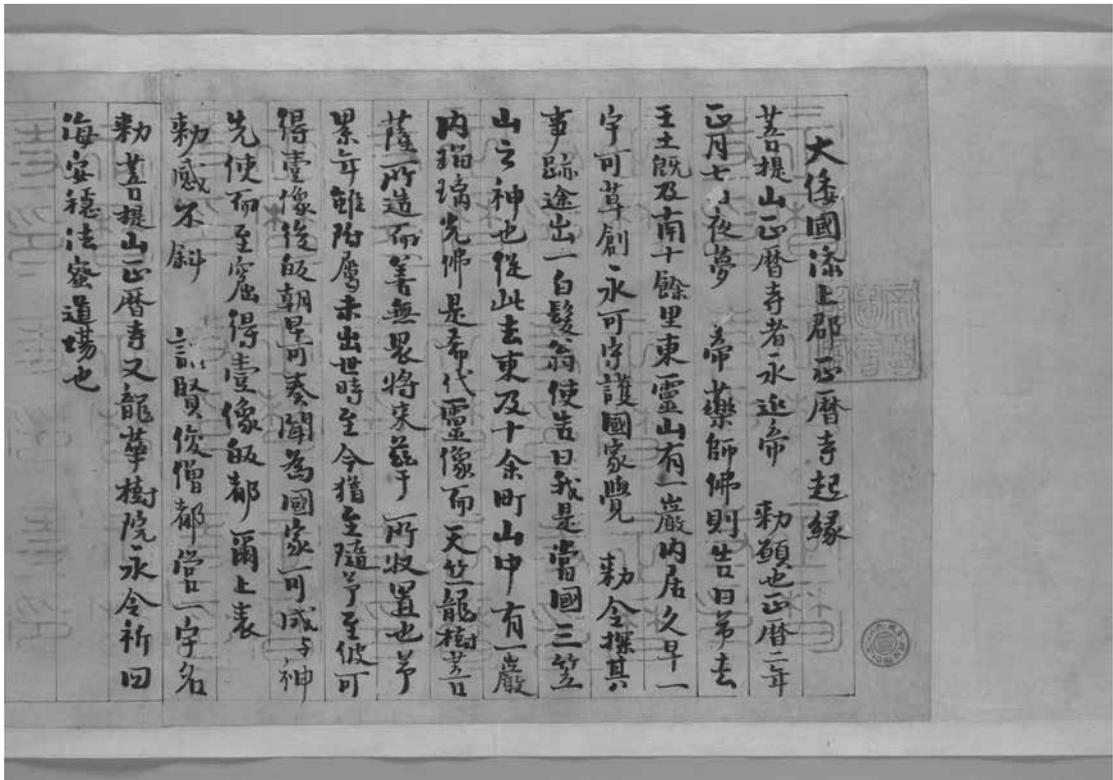
『正曆寺起縁』〔1〕第一紙 ※国立国会図書館デジタルコレクションより



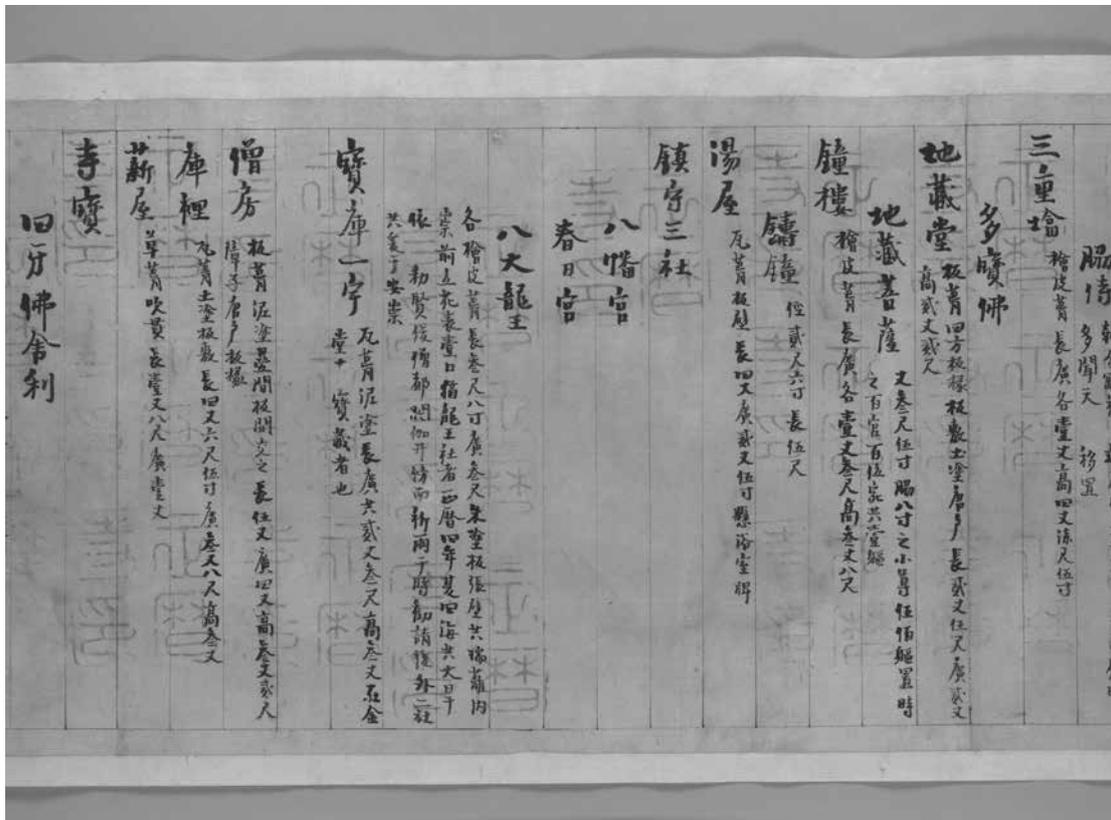
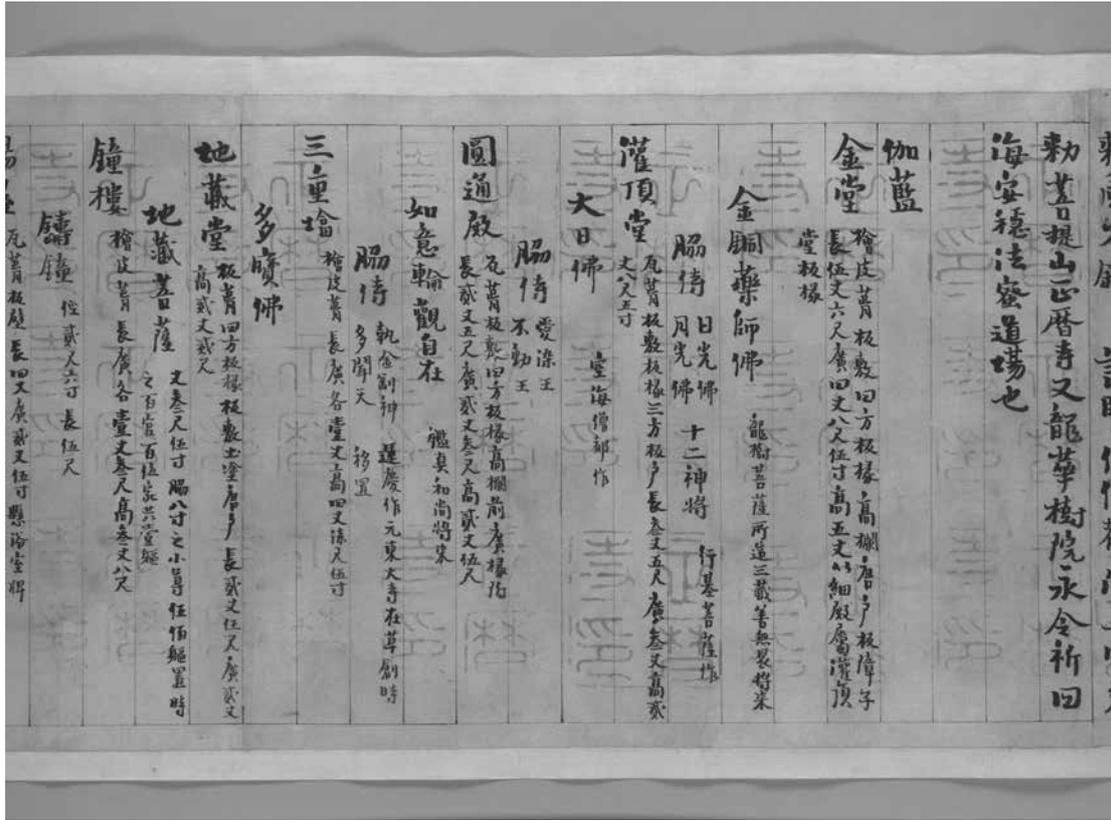
『正曆寺起縁』[1] 第二・三紙 ※国立国会図書館デジタルコレクションより



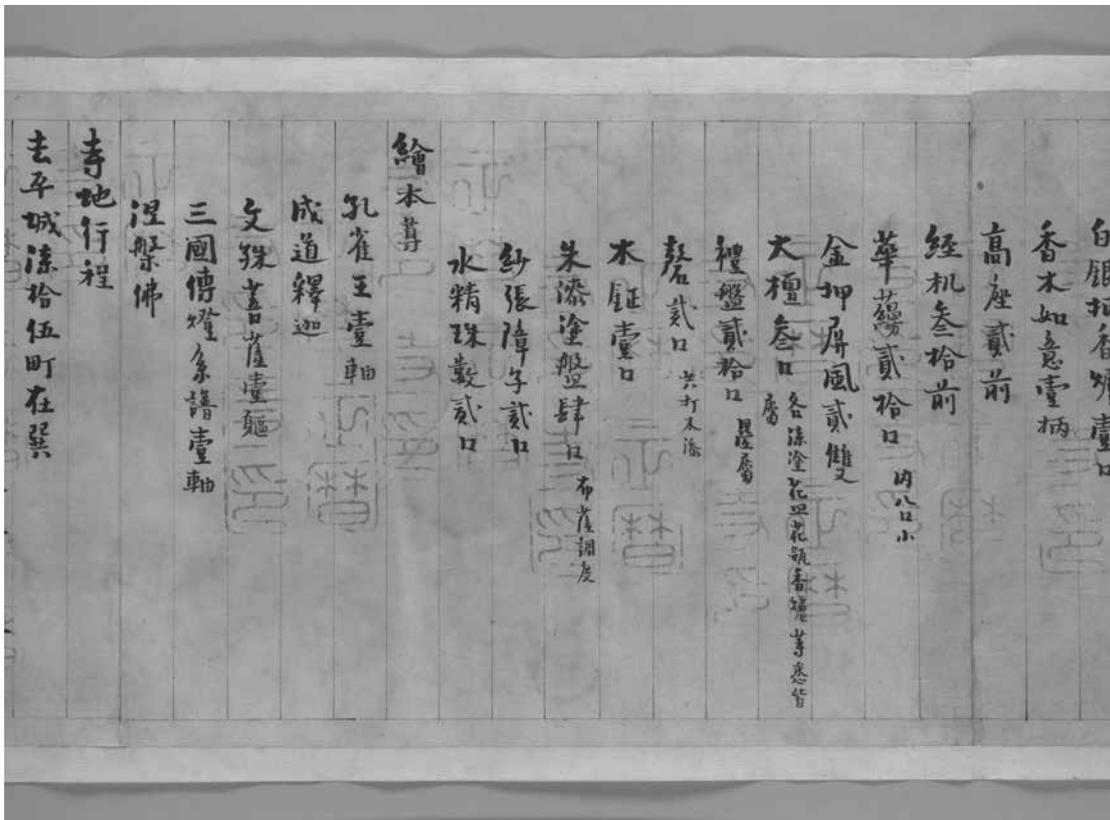
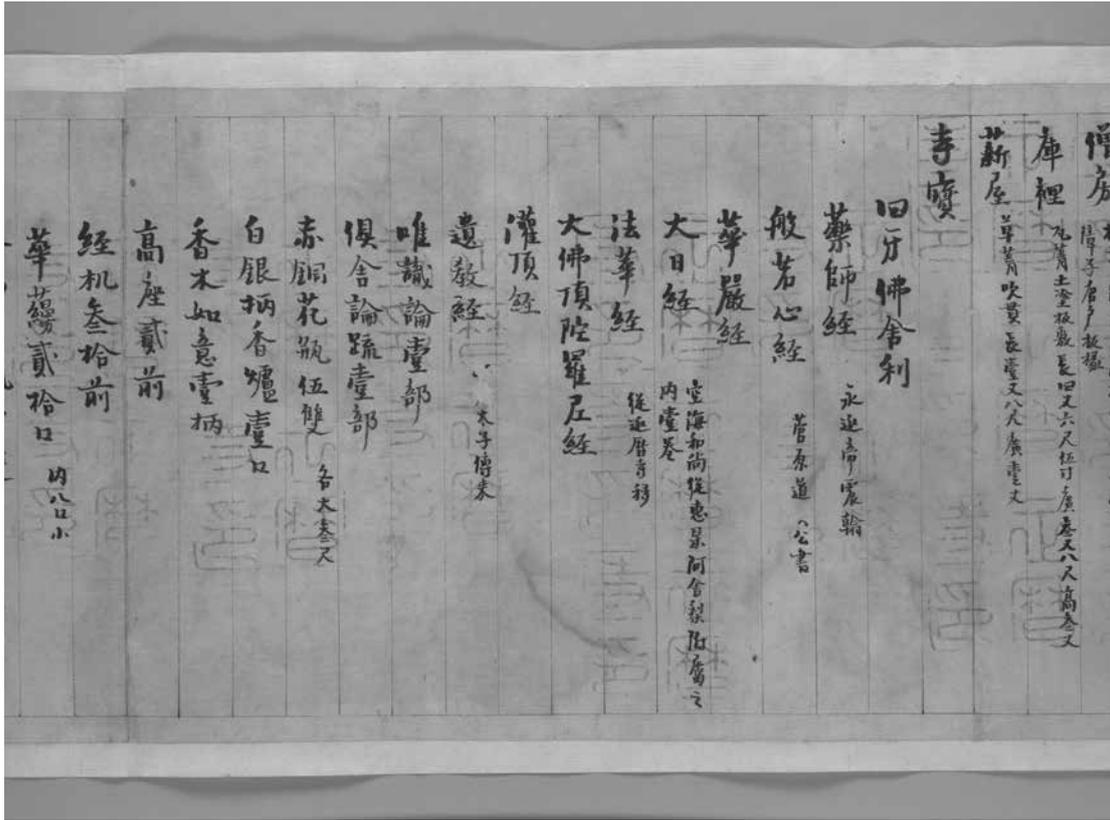
『正曆寺起縁』[1] 第四・五紙 ※国立国会図書館デジタルコレクションより



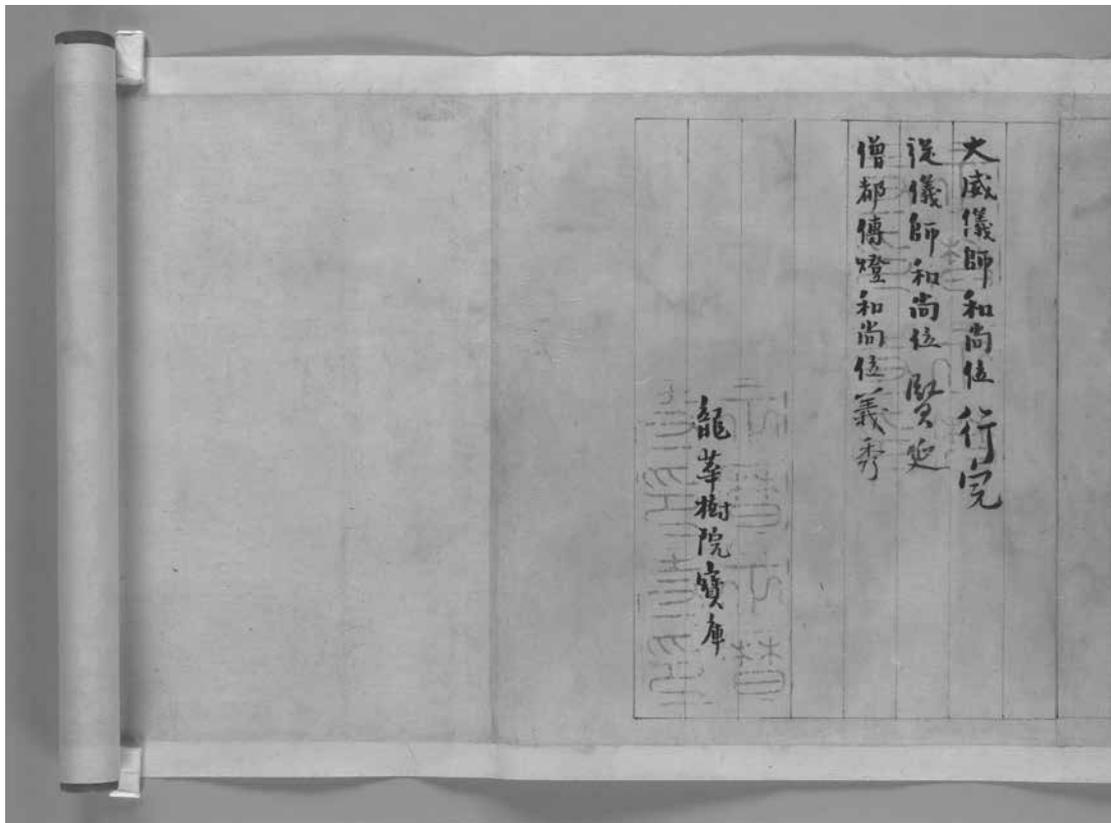
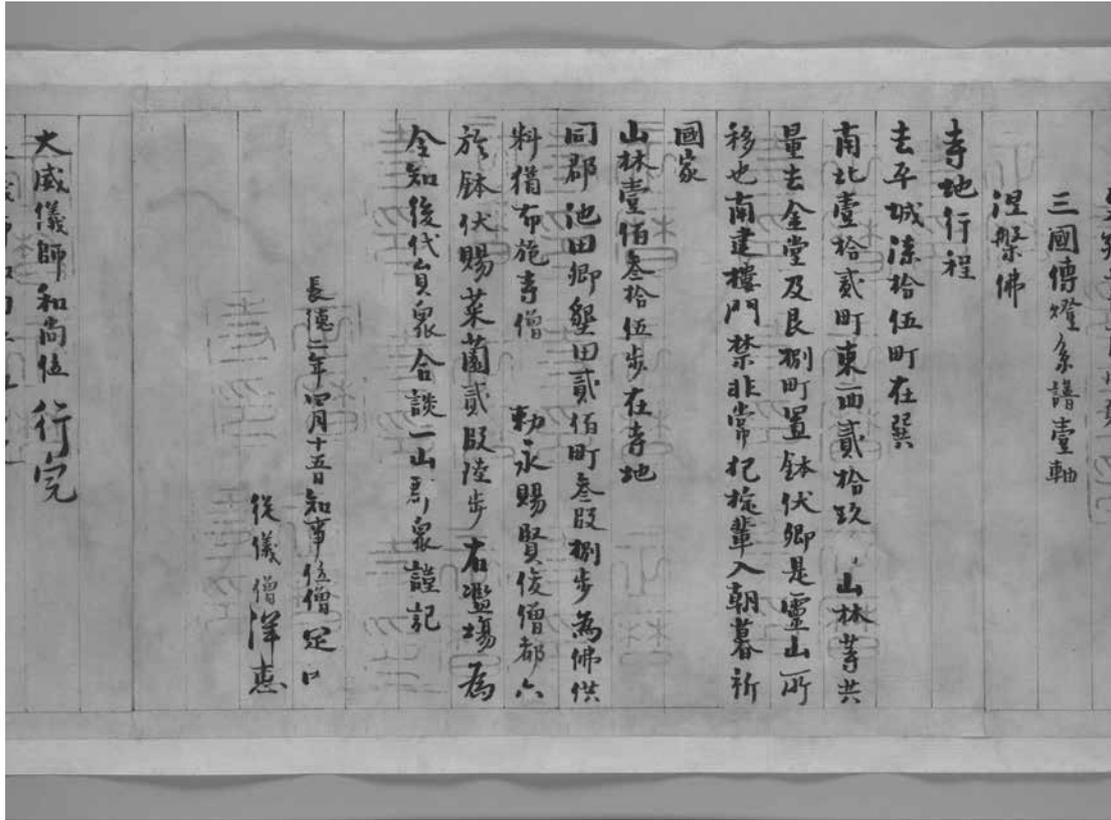
『正曆寺起縁』[2] ※国立国会図書館デジタルコレクションより



『正曆寺起縁』[2] ※国立国会図書館デジタルコレクションより



『正曆寺起縁』[2] ※国立国会図書館デジタルコレクションより



『正曆寺起縁』[2] ※国立国会図書館デジタルコレクションより



『正暦寺起縁』【書袋】 ※国立国会図書館デジタルコレクションより